

簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 8年 1月16日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契 約 課)

記

業務名	京都府知事選挙に係るポスター掲示場設置業務委託		
業務場所	市内一円		
委託期間	令和8年2月12日 ～ 令和8年4月13日 61日間		
業務概要及び条件	京都府知事選挙に係るポスター掲示場の作成等		
予 定 価 格	¥2, 972, 970 (税込)	最低基準価格	¥2, 081, 000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録（市内本店） ②屋外広告登録業（京都府）			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和8年1月22日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和8年2月10日(火) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前 払 金	無	部 分 払	無
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
そ の 他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。
令和8年1月16日（金）午前9時から
令和8年1月28日（水）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。
- ・入札、契約等に係る連絡はメールで行っており、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

京都府知事選挙に係るポスター掲示場設置業務委託仕様書

1. ポスター掲示場についての委託業務内容

次の日程で、京都府知事選挙の公営ポスター掲示場の製作、設置、保守管理及び撤去を行うこと。また、設置前、設置後及び撤去後の現場確認写真を撮影し、撮影後速やかに提出すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

2. 日程

- ①契約締結後、ただちに掲示場(板)を作製する。
- ②契約締結日以降、3月18日(水)までに、掲示板に設置番号(例)3-8)を記入し、指定した場所に設置する。
- ③選挙期日周知ポスターを各掲示板の最終番号の区画に貼付ける。(期日周知ポスターは現物支給する。)
- ④掲示場設置後、選挙が終了するまで、この仕様に定められた掲示場としての形状、機能を保持するよう保守管理するものとし、掲示場に破損が生じた場合は、ただちに修復を行う。期日周知ポスターの管理も併せて行う。
- ⑤4月6日(月)以降、掲示場を撤去し、現状回復の後に掲示板をリサイクル資源として再利用を図る処分を行う。「再利用処分を行ったことを証明する書類」と「業務完了届」を宇治市選挙管理委員会へ提出する。撤去完了日は4月13日(月)とするが、できる限り速やかに撤去作業を完了すること。

3. 掲示板の規格

(1) ポスター掲示板 別添図1のとおり

(2) 掲示板の材料

掲 示 板 の 部 分	品 名	品 質 ・ 形 状
	S T ボード※ (株)タナカ製)	耐水・耐熱 厚さ3mm～4mm
	垂木(裏桟木)	32mm×32mm 程度 米松又は米梅
	印刷	掲示板にプロセス印刷、字句、線等の色は黒
	釘	27M/M

※S T ボード又は同等品の再生パルプ耐水ボードでも可とする。ただし同等品を使用する場合は、事前に承認願及び他市町村選管での使用実績を示す資料を提出し、宇治市選挙管理委員会の承認を得ること。

同等品選考基準

- ・厚さ 3 mm 以上の再生紙板（白板）とすること。
- ・表面に P E フィルム又は P E T フィルム加工を施すこと。
- ・耐水で設置期間中屋外使用に十分耐えうること。
- ・使用済み掲示板のリサイクル処理が可能であること。

4. 掲示場設置数及び方法

設置箇所については別途指示する。基本的には、掲示板の最下枠の高さが、地上から 40 ～ 60 c m になるように留意して設置するものとし、別途指示があるもの以外は、次の 4 種類の方法で設置すること。なお、擁壁等への特殊設置についてはこの限りとししない。

設置箇所数及び設置方法は次のとおり。ただし、設置場所の都合等により変更があるものとする。

なお、いずれの設置方法であっても、掲示板がぐらついたり、落下することがないよう設置すること。

①設置箇所数

- | | | |
|------------------|---------|------------|
| (1) 垂木（角材）による野だて | (39箇所) | |
| (2) 塀にフックがけ | (32箇所) | |
| (3) フェンス利用 | (270箇所) | |
| (4) ガードレール利用 | (10箇所) | の総計 351 箇所 |

注（ ）内の箇所数は概数

②設置方法

- | | | |
|------------------|-----------|----|
| (1) 垂木(角材)による野だて | 別添図 2 | 参照 |
| (2) 塀にフックでかける | 別添図 3、3-2 | 参照 |
| (3) フェンス利用 | 別添図 4 | 参照 |
| (4) ガードレール利用 | 別添図 5 | 参照 |

③掲示板設置に要する材料

設置の 部分	品 名	品 質 ・ 形 状
	自在クランプ	下記垂木にあうもの
	垂木(角材)	32mm×32mm程度 米松又は米樺
	被覆番線・針金	12# ・ 18#
	おもり※	セメントブロック
	フック	別添図3のとおり

※強風対策等、掲示板の固定が必要な箇所（吹き抜け場所等）に使用

ただし、安全上必要であると思われる対策（掲示板が風で揺れる、歩行者等に接触の可能性がある）については適宜対応すること。

5. その他

- (1) ポスター掲示場の設置に関して発生した対人対物の事故についての一切の責任は、設置業者が負うこと。なお、事故等が発生したときは、速やかに委託者に連絡すること。
- (2) 日程の②、③及び⑤の作業については、それぞれの日程を提出すること。変更があった場合は、ただちに委託者に連絡をすること。
- (3) 掲示板の設置、移動及び撤去の際は、周辺の交通事情等の迷惑とならないよう配慮すること。周辺からの苦情等があった場合は、業務を中断し、委託者の指示に従うこと。これにより生じた費用については契約額の変更は行わず、設置業者の負担とする。
- (4) 掲示場の設置にあたっては、掲示場の前に電柱等障害物が位置しないよう注意するとともに、設置場所の都合により設置することが困難と思われるときは、速やかに委託者に連絡をし、設置場所の変更等のための調査に協力すること。なお、設置後において設置箇所などの変更の指示を受けたときは、設置業者の負担において、速やかに対応すること。
- (5) 設置番号は、下記の例を参考に、読みやすい数字を記入すること。
なお、設置番号の記入間違い等があった場合は、業務を中断し、委託者の指示に従うこと。

(例) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0

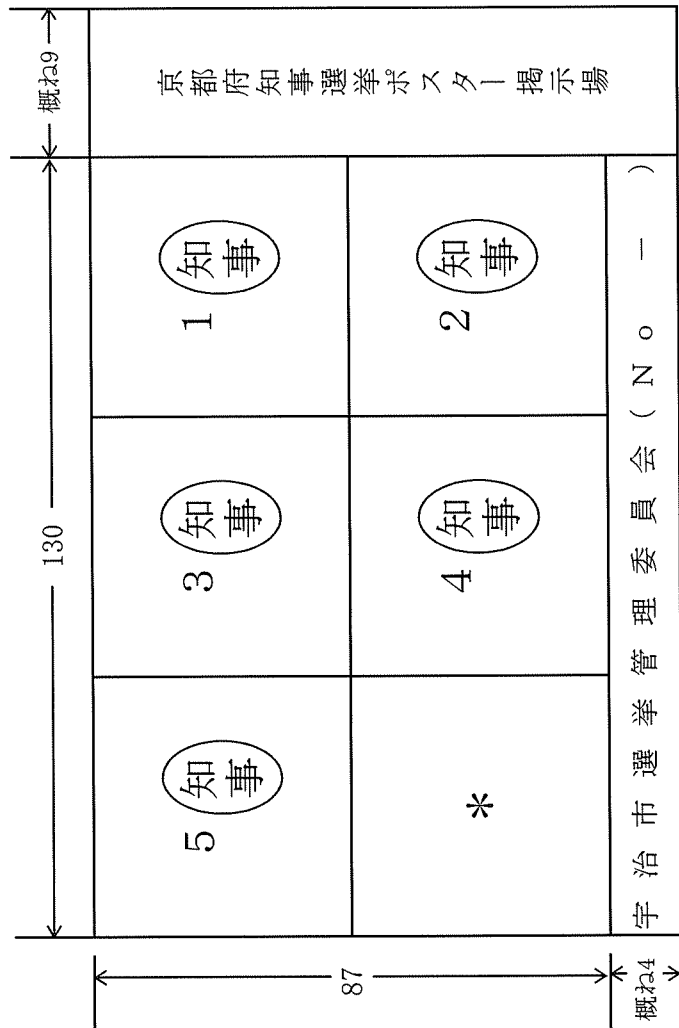
- (6) 掲示場の設置前、設置後及び撤去後の写真を、それぞれの撮影後速やかに提出すること。なお、費用は設置者の負担とする。
- (7) 掲示板を固定するためのビスや釘が抜けている等、委託者が危険と認める業務があった場合は、業務の中断や使用する材料の変更も含め、委託者の指示に従うこと。なお、請負額の変更は行わず、費用は設置業者の負担とする。

6. 特記事項

- (1) 区画数及び設置箇所数に変更が生じたときは、区画数、設置箇所数により請負額の変更を行うものとする。ただし、設置方法に変更が生じた場合は請負額の変更は行わないものとする。
- (2) 本件は、選挙期日を4月5日（日）と想定しているが、選挙期日に変更になる場合は、日程について変更契約を行うものとする。
- (3) 本業務の委託料は、令和7年度中には支払わない。業務完了届提出後に一括で支払うものとする。
- (4) 本業務に係る個人情報の取扱いについては、別紙特記事項の内容を遵守すること。
- (5) 業務内容が本仕様書に定めた設置方法等と異なる場合や、委託者が不適切と認める業務があった場合は、委託者の指示に従い速やかに改善

を図ること。また、業務の中断や使用する材料の変更も含め、委託者の指示に従うこと。この場合においても、請負額の変更は行わず、費用は設置業者の負担とする。

別添図 1



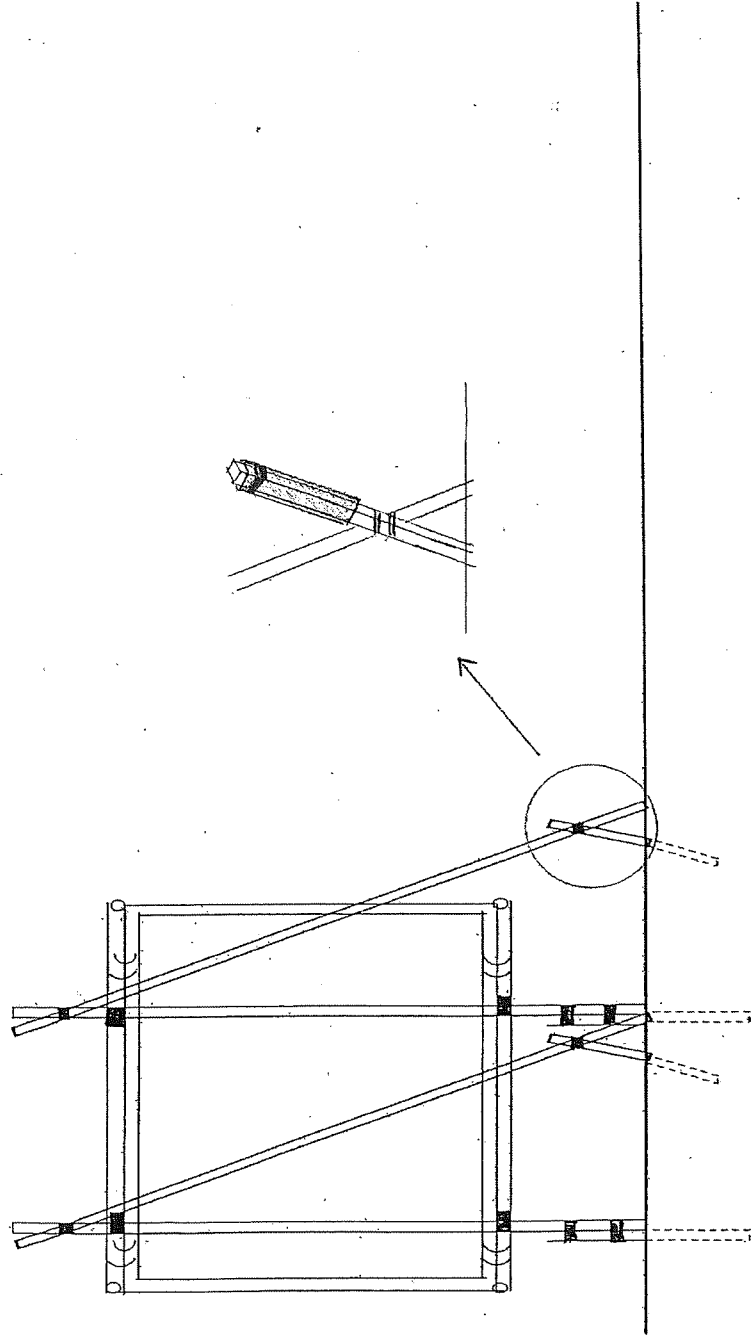
(単位：cm)

- 一 * 注 意
- 二 ポスターは、指定された区画には貼ってください。
- 三 この掲示場は、京都府知事選挙候補者以外の方の使用できません。
- 四 掲示場をこわしたり、ポスターをよぶたりすると罰せられます。

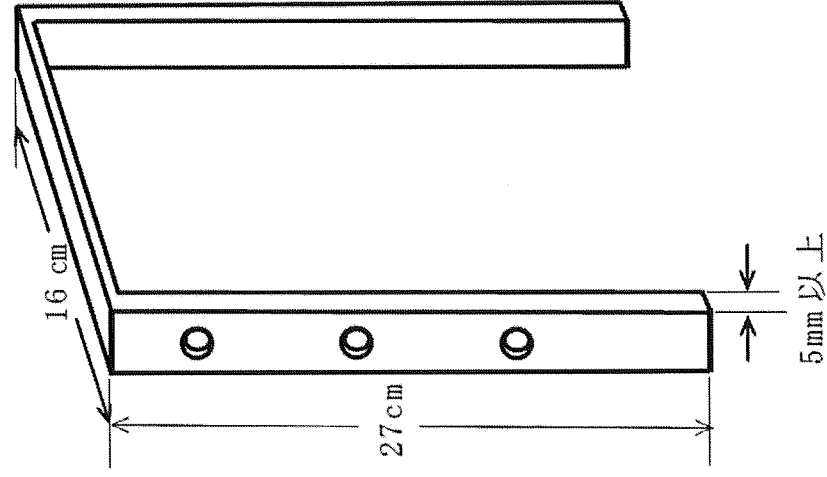
別添図 2

垂木(角材)による野だて

- ※ 自在クランプによる固定
- ※ 被覆番線(12#)による固定
- ※ 揭示板背面が人や自動車等の往来予想される場所については、補強のくいに安全のため次の処置を施すこと。
 1. 衝撃緩衝剤(クッションなど)を巻きつける
 2. 夜間視認性を高めるため、反射シールなどを上部に貼り付ける



別添図3（扉にフックでかける）



- ・ 図のようなフックを掲示板の裏に打ち付け、扉にかける。
- ・ 掲示板の両端と中央にフックを3箇所取付ける。
- ・ フックの厚さは5 mm 以上とし、掲示板が落下したり、ぐらつくことがない物を使用する。
- ・ フックには錆が出ないよう、錆止め又は塗装をしておく。

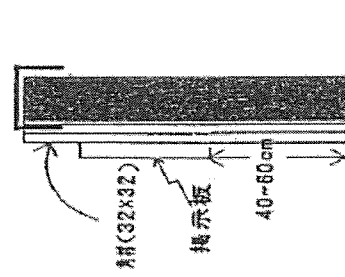
- ・ 取付箇所(扉)が破損しないよう、必要に応じてフックを養生する。
- ・ フックの大きさは上の図を参考とし、扉等の状況により適宜調整する。

別添図3-2

塀にフックでかける

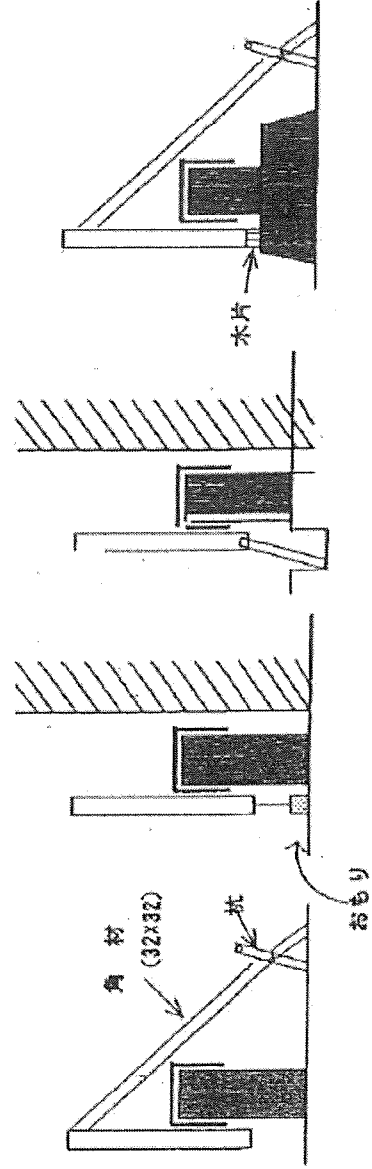
(取付例) 塀の高さに掲示板上部をあわせなどの指定がある場合は、場所ごとの設置条件を優先すること。

① 塀が高い場合



※フックに固定する角材を地面に埋め込むなどして、掲示板が落下することのないよう適宜補強すること。

② 塀が低い場合



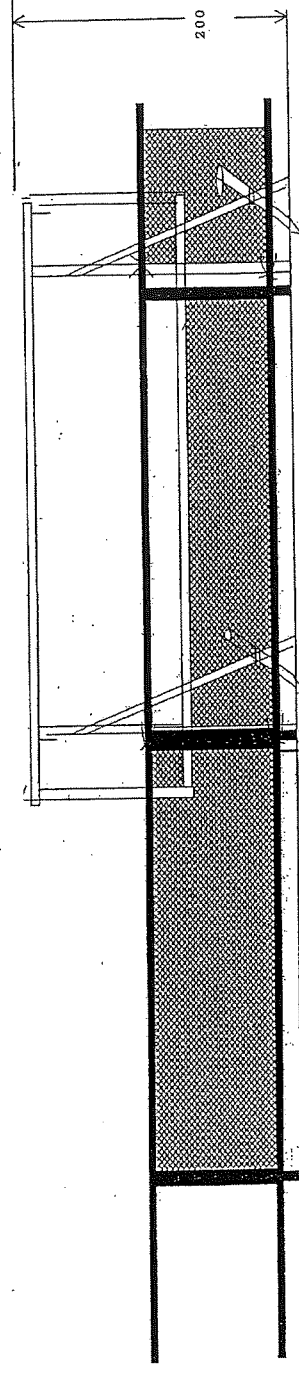
別添図4 フェンス利用

※原則として、垂木(32×32×200)の支柱2本をフェンスに被覆番線で固定し、その支柱に掲示板をとりつける。

※必要に応じて、裏側へ2ヶ所補強すること。

※掲示板背面が人や自動車等の往来が予想される場所については、補強用のくいに安全のため次の処置を施すこと。

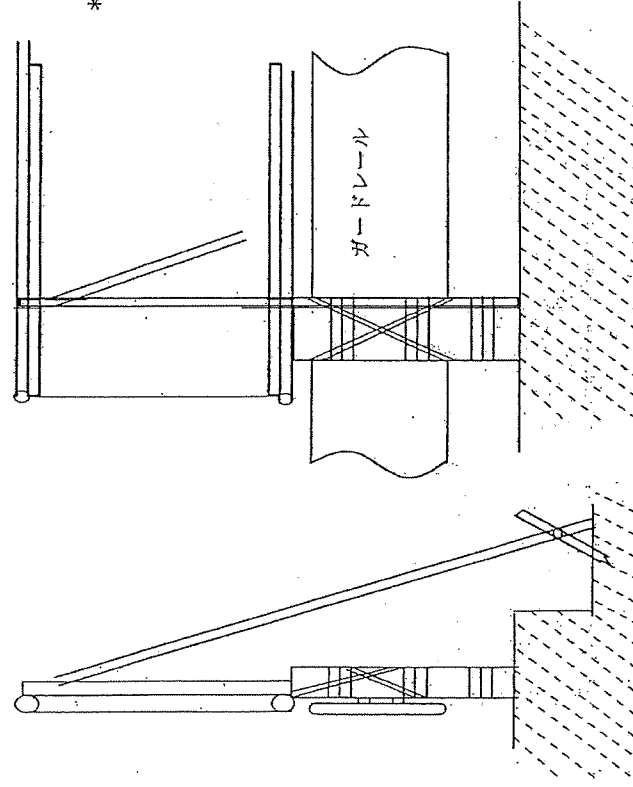
1. 衝撃緩衝材(クッションなど)を巻きつける
2. 夜間視認性を高めるため、反射シールなどを上部に貼り付ける



別添図5 ガードレール利用

- ※ 垂木(角材)をガードレールの支柱に被覆番線で固定し、別添図2の垂木(角材)による野だてと同様に設置する。
- ※ 必要に応じて、裏側へ2ヶ所補強すること。
- ※ 掲示板背面が人や自動車等の往来が予想される場所については、補強用のくいに安全のため次の処置を施すこと。
 1. 衝撃緩衝材(クッションなど)を巻きつける
 2. 夜間視認性を高めるため、反射シールなどを上部に貼り付ける

別添図2と同様



* ガードレール支柱に単管を3カ所で固定し、
さらにガードレールにタスキがけで固定する。

宇治市個人情報取扱事務に関する特記仕様書

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(秘密等の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者及び従事者)

第4条 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者が本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い本特記仕様書を遵守させなければならない。

4 受注者は、責任者及び従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第5条 受注者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合における守秘義務の期間は、第2条に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(責任者及び従事者の教育及び研修)

第6条 受注者は、責任者及び従事者に対し、個人情報の保護、本特記仕様書において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

2 受注者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、計画を策定し、実施体制を明確にしなければならない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理を自ら行うこととし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受注者は、個人情報の処理を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承諾を得

なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地及び連絡先）
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託の相手方の監督方法

3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に適宜報告しなければならない。

（目的以外の使用及び第三者への提供の禁止）

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するため取得し、若しくは作成した個人情報（個人情報の全部又は一部を複製等した他の媒体を含む。以下同じ。）又は発注者から引き渡された個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複製及び複製の禁止）

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報又は受注者が自ら取得し、若しくは作成した個人情報を発注者の指示又は承諾を得ることなく複製し、又は複製してはならない。

（作業場所の特定）

第10条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（個人情報の管理）

第11条 受注者は、この契約による業務において利用する個人情報を保持している間は、次の各号の定めるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。
- (3) 事前に発注者の承諾を得て、作業場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製し、又は複写しないこと。
- (4) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。

(5) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(6) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(7) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。

（個人情報の帰属及び返還、廃棄又は消去）

第12条 発注者から引き渡された個人情報のほか、この契約による業務を処理するために発注者の指定した様式により、及び発注者の名において、受注者が取得し、作成し、加工し、複写し、又は複製等した個人情報は、発注者に帰属するものとする。

2 受注者は、委託業務完了時に、発注者の指示に基づいて、前項の個人情報を返還し、廃棄し、又は消去しなければならない。

3 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去する場合、当該個人情報を焼却、溶解その他の方法により判読及び復元ができないように確実な方法で廃棄し、又は消去しなければならない。

4 受注者は、第1項の個人情報を廃棄し、又は消去したときは、完全に廃棄し、又は消去した旨の証明書（情報項目、媒体名、数量、廃棄若しくは消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面）を発注者に提出しなければならない。

5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（事故発生時の対応）

第13条 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、当該個人情報の漏えい等の事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報の漏えい等の事故があった場合には、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、同項の指示に基づいて、当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係を当該個人情報の漏えい等の事故のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該個人情報の漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（報告）

第14条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書の遵守状況を確認するために必要な範囲で、受注者に対して定期的に報告を求めることができる。この場合において、発注者が本特記仕様書に定める義務等を遵守させるために必要な指示をしたときは、受注者は、当該指示に従い速やかに是正措置を講じ、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

（監査及び検査）

第15条 発注者は、この契約による業務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、本特記仕様書

に定める措置が講じられているか検証し、及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者に対して、必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第16条 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17条 受注者は、本特記仕様書に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。